

ようこそ！長崎市へ

日本で健康保険や年金に加入することは、あなたにとって、とても大切なことです。

このページでは、国民健康保険や国民年金に加入された外国人の皆様へ、それらの内容について簡単に内容をご紹介します。

国民健康保険に加入した場合、利用の方法や保険税納付については、次のようになります。

国民年金に加入し、保険料免除申請をされた場合の手続きの流れについては次のようになります。

以下を御参照ください。

国民健康保険の制度とは、病気やけがに備えてみんながお金を出し合い医療費に充てる助け合いの制度です。

国民健康保険証は、1週間から10日ほどであなたの住所へ郵送されます。もし、届かない場合は、国民健康保険課に連絡をしてください。

病気やけがで病院を受診するときに保険証を提示すると、自己負担が3割で済みます。

なお、加入手続き後、約1カ月後に保険料納付通知書が郵送されるので、期日内に納付をお願いします。

国民年金に加入すると、事故などで障害状態になったとき、受給要件を満たせば、障害年金を受け取ることができます。

年金手帳が2～3週間後にあなたの住所に郵送されますので、大切に保管してください。

また、保険料の納付通知書が送付されますが、保険料免除の申請をした場合には、支払いをしないでそのまま保管をしてください。

保険料免除申請に対する審査結果は日本年金機構から約2～3カ月後に郵送されます。

あなたの学生の身分が「大学院生」である場合は学生納付特例が必要となります。大学で学生証を交付されましたら、それをもって、市役所（又は支所）へ手続きにきてください。